

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県公有財産事務取扱規則の一部改正について

1 規則の改正理由

太陽光発電システムを設置するために土地の貸付けができるよう貸付期間の上限を見直す。

2 規則の概要

- (1) 建物の所有以外の目的のために土地及び土地の定着物を貸し付ける場合の貸付期間を20年以下（現行10年以下）とする。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布日とする。